

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【告示】

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定

障害福祉課

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止

〃

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の指定

〃

○ 〃

〃

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止

〃

○ 保安林の指定予定

治山課

【公告】

○ 県営土地改良事業廃止処理計画の縦覧

耕地課

○ 県営土地改良事業の工事完了

〃

【公安委員会】

○ 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

地域課

（県例規集登載）

【海区漁業調整委員会】

○ 漁業の操業制限の指示

海区漁業調整委員

○ 一般競争入札の実施

【公立大学法人岡山県立大学】

公立大学法人岡山県立大学

会

◎岡山県告示第七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援支給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年二月十六日

岡山県知事 伊原 隆 太

1 病院、診療所又は薬局

名称	所在地	指定年月日
森歯科医院	浅口市鴨方町六条院中3879	R2.11.1
近藤クリニック	久米郡久米南町下弓削389-1	R2.12.22
医療法人塚本内科医院津賀クリニック	加賀郡吉備中央町下加茂1103-8	R3.2.16

2 指定訪問看護事業者等

名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
株式会社香福	瀬戸内市邑久町福谷3576-2	看護小規模多機能ホームかおり訪問看護ステーション	瀬戸内市邑久町福谷206-1	R2.12.7

◎岡山県告示第七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

令和三年二月十六日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	廃止年月日
薬師寺歯科医院	真庭市落合垂水 8 6	R2. 10. 31
森歯科医院	浅口市鴨方町六条院中 3 8 7 9	R2. 10. 31
日生浦上医院	備前市日生町日生 2 4 3 - 4	R2. 11. 29
橋本医院	備前市日生町日生 8 8 7 - 1 1	R2. 11. 30
いしわり歯科医院	瀬戸内市長船町土師 3 1 3 - 1	R2. 11. 30
杉の子薬局	加賀郡吉備中央町下加茂 1 1 0 3 - 9	R2. 12. 31
雀部歯科医院	浅口市金光町占見新田 3 9 1 - 1	R3. 1. 3

◎岡山県告示第七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護を担当させる介護機関を次のとおり指定した。

令和三年二月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	指定年月日
医療法人桜美会	赤磐市桜が丘東四丁目4-471	医療法人桜美会さくら整形クリニック	赤磐市桜が丘東四丁目4-471	R2.12.29

◎岡山県告示第七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための介護予防を担当させる介護機関を次のとおり指定した。

令和三年二月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	指定年月日
医療法人桜美会	赤磐市桜が丘東四丁目4-471	医療法人桜美会さくら整形クリニック	赤磐市桜が丘東四丁目4-471	R2.12.29

◎岡山県告示第七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和三年二月十六日

岡山県知事 伊原 隆 太

事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
居宅介護事業者	合同会社ケアサービスセンターまごころ	井原市高屋町1511-1	指定通所介護事業所まごころ	井原市高屋町1511-1	R2.12.31

◎岡山県告示第七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和三年二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

苫田郡鏡野町富西谷字をし谷一一四九の二、一四三四、一四三五、字井手谷原一四〇二の二、一四三六の二から一四三六の三まで、一四三六の五、一四三六の七から一四三六の九まで、字曲り峪一四〇三の三、字虬一四〇四の一、字段一四〇五の一、一四〇七の一、一四〇九、一四一〇、字はげらと一四二六、一四三二、字宮林一四三七、字中山一四三八の一、一四三八の二、一四三八の五、字大平一四三九の一、一四四二の一、字塔の中原一四四三の一、一四四三の二、一四五三、字出合一四五四の一、字下畑一七二七の一、一七二八の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

令和3年2月16日 岡山県公報 第12269号

〔六九〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業廃止処理計画（中山間地域総合整備 新見地区 桃木谷池工区）を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和三年二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業廃止処理計画書（中山間地域総合整備 新見地区 桃木谷池工区）の写し

二 縦覧の期間

令和三年二月十六日から同年三月九日まで

三 縦覧の場所

新見市役所

令和3年2月16日 岡山県公報 第12269号

〔七〇〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

令和三年二月十六日

地区名

工種

岡山県知事 伊原木 隆 太

山ノ田池

ため池

令和三・一・二八

◎岡山県公安委員会規則第四号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年二月十六日

岡山県公安委員会

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成六年岡山県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第八号の表鹿忍駐在所の項中「牛窓町鹿忍五三二六の一」を「牛窓町鹿忍五三〇八番地一」に改める。

第十号の表琴浦交番の項中「児島田の口一丁目、児島田の口二丁目、児島田の口三丁目の一部、児島田の口四丁目の一部、児島田の口六丁目の一部、児島田の口七丁目、児島田の口の一部、児島下の町一丁目、児島下の町二丁目、児島下の町三丁目、児島下の町四丁目、児島下の町五丁目、児島下の町六丁目、児島下の町七丁目、児島下の町八丁目、児島下の町九丁目、児島下の町十丁目、児島下の町」を「児島下の町、児島下の町一丁目、児島下の町二丁目、児島下の町三丁目、児島下の町四丁目、児島下の町五丁目、児島下の町六丁目、児島下の町七丁目、児島下の町八丁目、児島下の町九丁目、児島下の町一丁目、児島田の口一丁目、児島田の口二丁目、児島田の口三丁目、児島田の口四丁目、児島田の口五丁目、児島田の口六丁目、児島田の口七丁目」に改め、同表唐琴駐在所の項中「児島唐琴四丁目」の下に「、児島由加、児島白尾」を加え、同表田の口駐在所の項を削る。

第二十号の表勝加茂駐在所の項中「中村二四五の五」を「中村一〇八番地四」に改める。

附則

この規則は、令和三年三月二十六日から施行する。ただし、第八号の表及び第二十号の表の改正規定は、公布の日から施行する。

令和3年2月16日 岡山県公報 第12269号

◎岡山海区漁業調整委員会指示令和二年度第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、漁業の
操業について、次のとおり指示する。

令和三年二月十六日

岡山海区漁業調整委員会

会 長 井 本 瀧 雄

一 制限する漁業の種類

かご漁業

二 制限区域

岡山県海面であつて第二種共同漁業権建網漁業の区域内

三 操業上の制限

かご漁業を操業しようとする者は、次の事項を遵守しなければならない。

1 次の事項については、漁業権者の同意又は指示によること。

- (1) 操業場所
- (2) 持ちかご数
- (3) かごの大きさ
- (4) 網目等

2 他種漁業の漁具敷設中は、当該漁業の操業を妨げないこと。

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。以下「試験研究等」という。）のための水産動物の採捕について特別採捕許可を受けた者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

令和三年二月二十七日から令和六年十二月三十一日まで

◎公立大学法人岡山県立大学公告第一号

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和三年二月十六日

公立大学法人岡山県立大学理事長 沖 鶴 子

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県立大学学内ネットワークシステム更新及び運用保守業務

(2) 調達物件の特質等

入札説明書及び岡山県立大学学内ネットワークシステム更新及び運用保守業務仕様書（以下「入札説明書等」という。）

(3) 契約期間

令和3年10月1日から令和8年9月30日まで

(4) 履行場所

入札説明書等による。

(5) 入札方法

入札金額は、本業務に必要な初期費用等一切の諸費用を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入れに係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料及び運用保守料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和2年度において県が発注する情報通信サービスの提供の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年岡山県告示第36号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資

令和3年2月16日 岡山県公報 第12269号

- 格，資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で，岡山県役務の提供に係る入札参加資格者名簿の業務種目区分「大分類8 情報・通信サービス，小分類2 システム等開発・改良」の格付区分がAであるものであること。
- (2) この入札の公告の日から落札者が決定する日までの間において，岡山県役務の提供に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において，岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外を受けている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 賃貸借する物品について，第三者から公立大学法人岡山県立大学に貸付けを行わせようとする者にあつては，当該第三者が岡山県の物品，修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者名簿に登録されており，その営業種目が，「大分類9 その他，小分類12 レンタル・リース類」であつて，その格付区分がAである者をあらかじめ選定しておくことができること。
- 3 競争入札参加資格の申請手続
- この一般競争入札への参加を希望する者で，2(1)の資格を得ていないものは，資格告示に基づき申請手続を行うこと。
- (1) 申請書の提出期限
令和3年3月12日（金）午後5時
- 4 入札手続等
- (1) 契約条項を示す場所，入札説明書等の交付の場所及び問い合わせ先

〒719-1197 総社市窪木 1 1 1

公立大学法人岡山県立大学総合情報推進センター（総務課学部事務班）

電話 (0866) 94-2027 (直通)

FAX (0866) 94-2732

電子メールアドレス nwkoushin@ad.oka-pu.ac.jp

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和3年2月16日（火）から同年3月12日（金）まで（県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日）をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

原則、(1)の場所で交付する。

(3) 入札説明会

開催しない。

(4) 入札参加申出手続

入札参加を希望する者は、一般競争入札（条件付）参加申出書を提出しなければならない。

ア 提出期間

令和3年2月16日（火）から同年3月12日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

(1)の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。以下同じ。）なお、持参する場合は、事前に(1)の場所に電話又は電子メールで連絡の上、提出日の予約を行うこと。

5 入札

(1) 入札及び開札の日時及び場所

令和3年3月29日（月）午前10時

〒719-1197 総社市窪木 1 1 1

公立大学法人岡山県立大学本部棟2階中会議室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵便等

本人が作成した入札書を封印をして、4(1)の場所を宛先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし、内側の封筒に1(1)の件名及び(1)の日時を記載したものに限る。）をもって令和3年3月26日(金)の午後4時までまでに到着するよう郵送等により提出すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第11条及び第12条の規定による。

(2) 契約保証金

公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第40条及び第42条の規定による。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4(4)の一般競争入札（条件付）参加申出書を提出した者は、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第17条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

(4) 落札者の決定方法

令和3年2月16日 岡山県公報 第12269号

公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第7条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature of the services to be required:

Equipment replacement with operation and maintenance services for Okayama Prefectural University campus network system

(2) Service period :

From October 1, 2021 through September 30, 2026

(3) Date and place of delivery :

As specified by bid explanatory leaflet

(4) Time limit for tender :

March 29, 2021, at 10:00 A.M.

(5) Contact point for notice :

General Affairs Division, Okayama Prefectural University,

111 Kuboki, Soja-shi, Okayama-ken, 719-1197, Japan,

TEL 0866-94-2111 (main phone number)